

第5編 罰則等

第1 主な罰則

政治資金規正法に違反した場合の主な罰則には、下記のものがあります。

違反の内容	罰則
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反（法第23条）	5年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金
収支報告書の不記載、虚偽記載（重過失の場合を含む）（法第25条）	5年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載（法第26条の6）	30万円以下の罰金
政治資金監査の業務に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反（法第26条の7）	1年以下の懲役、50万円以下の罰金
寄附の量的制限違反（法第26条）	1年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金
寄附の質的制限違反（法第26条の2）	3年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金など
あっせん、関与の制限違反（法第26条の4）	6月以下の拘禁刑、30万円以下の罰金

令和6年6月及び12月改正によって新設された罰則

違反の内容	罰則
国会議員関係政治団体の会計責任者の残高確認書又は差額説明書の保存義務違反、虚偽記載（法第24条）	3年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の代表者による確認義務違反（第25条第3項）	50万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の会計責任者による代表者に対する収支報告書の説明義務違反、虚偽説明等（第25条第4項）	100万円以下の罰金
収支報告書に添付すべき確認書の未添付（第25条第5項）	50万円以下の罰金

第2 公民権停止

政治資金規正法に定める罪（政治資金監査報告書の虚偽記載、政治資金監査の業務等に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反を除く。）を犯した者は、公職選挙法に関する罪を犯した者と同様、下記の期間、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。（法第28条）

① 禁錮刑に処せられた者

裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の5年間

② 罰金刑に処せられた者

裁判が確定した日から5年間

③ これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者

裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。

第3 没収、追徴

寄附の量的、質的制限等違反による寄附に係る財産上の利益については、没収又は追徴されます。

また、匿名による寄附及び政治資金団体に係る寄附で振込みによらないでなされたものについては、国庫に帰属し、その保管者等が国庫に納付することとなります。

- 本手引きに掲載しております届出等の様式については、広島県選挙管理委員会のホームページにデータを掲載しておりますので、印刷してお使いください。

<ホームページURL>

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sennkyokannriiinkai/1292475684324.html>